撤去保管自転車2次売却契約　仕様書

1　業 務 名　　撤去保管自転車2次売却

2　内　　容　　川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第14条に基づき売却処分するもの

3　期　　間　　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4　売却対象　　川崎市内で撤去し保管している自転車のうち、本市が指定するもの
【適合自転車】　通常の使用に支障がない程度のもの
【不適合自転車】適合自転車以外のもの。 ※別紙参照

5　売却予定台数　　約 6,900 台
【内訳】 適合自転車:約 1,600 台、不適合自転車:約 5,300 台
ただし、売却予定台数は放置自転車の撤去状況等により変動することがある。

6　入札資格要件　令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「回収資材購入」のうち種目「車両」又は「その他（備考欄に「自転車」の記載あり）」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要す。）

7　売却手続き　　（1）毎月の売却予定計画に基づき本市が発行する納付書により、1か月分の売却代金を指定した期日までに前納すること。
（2）売却代金を納付したことを本市が確認した後に、本市が作成する売却通知書に基づき売却対象自転車を引渡すものとする。

8　契約条件　　（1）市が指定した売却対象自転車（適合自転車及び不適合自転車）はすべて引受けること。
（2）市が指定した日時・場所において自転車を引受けること。
（3）適合自転車は、国内で販売せず海外で売却すること。ただし、不適合自転車をパーツとして売却する場合はこの限りではない。なお、国交のない国への売却は禁止とする。
（4）海外への売却に当たっては、事前に売却対象自転車海外売却計画書を提出すること。
（5）海外売却後には、売却対象自転車海外売却実績書及び通関書の写しを

速やかに提出すること。

(6) 引渡し後に生じた廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき適正に処理すること。

(7) 引渡し後の自転車については関係法令を遵守し、責任をもって取り扱うこと。

9 引渡し予定場所

	名　称	所　在
1	塩浜陸橋下自転車等保管所	川崎区塩浜4丁目3番15号
2	日進町自転車等保管所	川崎区日進町35番3ほか
3	今井西町自転車等保管所	中原区今井西町1番47号
4	坂戸第三京浜高架下自転車等保管所	高津区坂戸2丁目18番21号
5	有馬自転車等保管所	宮前区有馬8丁目7番1号
6	登戸陸橋高架下自転車等保管所	多摩区登戸新町345番地
7	上麻生山口自転車等保管所	麻生区上麻生3丁目18番12号

別紙

【不適合自転車の選定基準】

不適合自転車とは、一定程度の修理等が必要なもので、

①通常の走行に支障をきたすもの

②自転車の構造に支障があるもの

③商品価値が低下しているもの

などとしている。

（例）

・タイヤ・フレームが曲がり走行できないもの

・スポークが折れているもの

・ブレーキが折れたもの、またはワイヤーが切れているもの

・ギア装置に損傷のあるもの

・前輪または後輪が無いもの

・サドルが無いもの

・チェーンが無いまたは、切れているもの

・電動アシスト自転車で電池が無いもの

・タイヤのゴム、チューブが無いもの

・ペンキやスプレーなど、後付けの塗装のあるもの

・全体で30パーセントを超える錆のついたもの（※フレームも含め全体として）